

監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、住民監査請求書の提出があり、同条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成 25 年 4 月 8 日

魚沼市監査委員 小 島 勝 吉

魚沼市監査委員 下 村 浩 延

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人 (省略)

2 請求の要旨

請求人の措置請求及び陳述によれば、請求の要旨は次のとおりである。

(1) 魚沼市は、前教育長（平成25年2月24日退任、以下「教育長」という。）に支払われた通勤手当を住民基本台帳法に基づいた住所からの算定とし、過払い分の返還を求めること。

(2) 実態に即さない転入届を受理し、調査も行わない市には重大な責任がある。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成25年2月18日をもってこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の要旨(1)は、通勤手当の支給が違法・不当であるかどうかを判断する。

請求の要旨(2)は、居住実態を調査しないという行為に対して責任を問う請求であるが、市の財務会計上の行為に関する事項でないと判断し、監査の対象としない。

2 監査の対象機関

総務課総務管理室

3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年3月8日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人1名が陳述を行った。その結果、請求の要旨に沿った陳述がなされたが、新たな証拠の提出はなかった。その場に総務課総務管理室職員（以下「関係職員」という。）3名が立ち会った。

4 教育長の陳述

平成25年3月9日、教育長から教育長就任以降の住居や転入・転出関係について聴取した。その場に関係職員3名が立ち会った。

5 関係職員の陳述

平成 25 年 3 月 22 日、関係職員 4 名から監査請求内容に対する考え方を聴取した。
なお、その場に請求人は立ち会わなかった。

第 3 陳述の内容

1 請求人の陳述

教育長が就任してからの住所が住民基本台帳上では魚沼市内でありながら、南魚沼市からの通勤手当が支払われている。このような状況はおかしいので、監査委員で調査を実施して事実確認を行い、過払いの状況ならば市が返還を求めるよう請求する。

2 教育長の陳述

教育長就任時に住民票を魚沼市に異動してほしいとの意向があったので魚沼市に転入（平成 21 年 2 月 19 日）したが、家族構成や状況から転入先で生活することはなかったため、南魚沼市を住居とした通勤届を平成 21 年 4 月 3 日に総務課へ提出した。

その後、一度は理解を得られたと思ったので南魚沼市へ住所を戻した（平成 22 年 11 月 18 日）が、了解が得られないとの話が届いたため、再度魚沼市へ転入（平成 23 年 12 月 15 日）した。現在は南魚沼市の自宅で義母の介護をしながら三世代同居の生活をしている。

3 関係職員の陳述

通勤手当は、本人からの「通勤届」及び「本拠地から勤務先までの通勤経路を付した地図」の提出により支給するものである。また、「本拠地」とは実際に生活している場所と認識している。

今回の通勤手当は、確かに本拠地と住民基本台帳上の登録地との差異があるが、手当支給に関しては問題ないと認識している。

第 4 事実関係の確認と検討

1 事実関係の確認資料

- (1) 教育長から提出された「通勤届」
- (2) 通勤手当の支給が確認できる「給与台帳」
- (3) 住所変更の経過が記載された「住民票」
- (4) 魚沼市職員の給与に関する条例
- (5) 魚沼市職員の通勤手当に関する規則

2 事実関係の確認

- (1) 上記確認資料により、教育長が平成 21 年 4 月 3 日付で「通勤届」を提出し、同

月から月額 11,300 円の通勤手当が支給されていることを確認した。

(2) 上記確認資料により、教育長の転入・転出状況を確認した。

ア 平成 21 年 2 月 19 日 魚沼市に転入

イ 平成 22 年 11 月 18 日 南魚沼市へ転出

ウ 平成 23 年 12 月 15 日 魚沼市へ転入

エ 平成 24 年 5 月 8 日 南魚沼市へ転出

(3) 実地調査の実測により、通勤届による経路状況を確認した。

ア 通勤経路 国道 17 号、県道五箇小出線、県道堀之内小出線、堀之内庁舎

イ 通勤距離 21.4 km、時間 29 分

(4) 通勤届及び経路確認により、条例に基づく支給額であることを確認した。

ア 上記(3)イによる通勤距離において、魚沼市職員の給与に関する条例第 10 条第 2 項第 2 号により、通勤手当が月額 11,300 円であることを確認した。

第 5 監査の判断

以上の事実関係の確認及び関係職員等からの聴取を行った結果に基づき、次のように判断した。

住民票の記載は、住所がどこにあるかを見極めるうえで重要な資料だが、あくまで一つの資料である。

また、通勤手当は、「魚沼市職員の通勤手当に関する規則」第 2 条に「職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。」と規定しており、「住居」とは生活拠点と認識し、常住の事実がある所と判断した。

教育長は「住居」と勤務公署（魚沼市役所堀之内庁舎）との往復を自動車通勤していたものであり、通勤手当の支給に違法、不当はないと判断する。

第 6 監査の結論

以上のことから、教育長に支給された通勤手当について違法、不当な点は認められないため、通勤手当を住民基本台帳法に基づいた住所からの算定とし、過払い分の返還を求める請求人の主張については理由がないものとし、措置の必要は認められない。

第 7 意見

住民票の住所と生活の本拠地は、本来一致するものと思われるが、今回の監査請求においては一致していない状況がみられた。

これは、本人の意思によるものではなく外部から住所地に制限を掛けられたものと思われるが、憲法第 22 条は何人も公共の福祉に反しない限り、居住・移転を保障しており、憲法の保障する自由権は尊重すべきであるから、業務上の支障がなく、親の介護の必要性ある者を魚沼市内に居住させようと制限を加えることは許されるものではない。

よって、今後このような事態が発生しないよう、行政全般に反省を促すものである。

なお、監査請求に対する判断や結論及び意見は、監査委員の合議による。